国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

（平成17年７月７日
国土交通省環境政策推進本部決定）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）に基づき、国土交通省が行う具体的細目的措置を以下のとおり定める。

記

国土交通省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成15年度において平成13年度比で4.7%減少しており、目標年度である平成18年度の排出量を平成13年度比で7%削減するという目標との間には、2.3%の差がある。このため、以下の取組を行うことにより、国土交通省における7%削減目標の達成を図る。

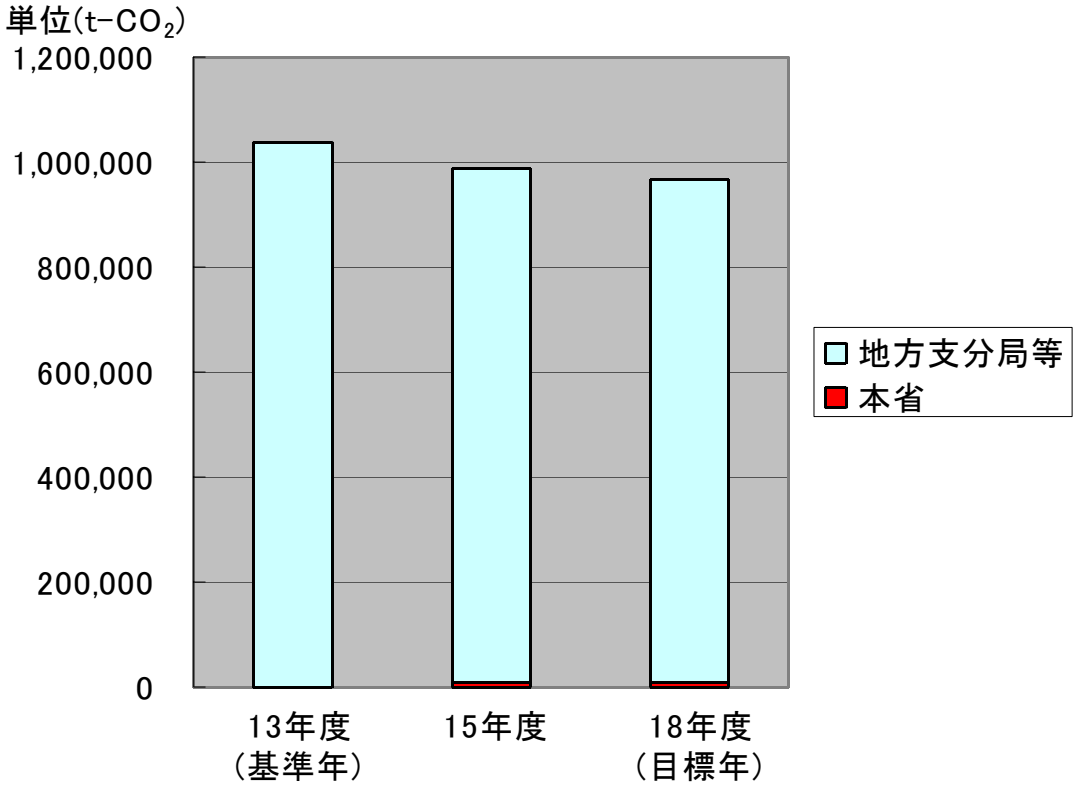

１．対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省（中央合同庁第3号館及び第2号館）及び地方支分局等（国土交通政策研究所、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、航空保安大学校、国土地理院、小笠原総合事務所、各地方整備局、北海道開発局、各地方運輸局、東京航空局、大阪航空局、札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部、福岡航空交通管制部、那覇航空交通管制部、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁をいう。以下同じ。）を対象とする。

【本省の平成15年度排出量内訳】

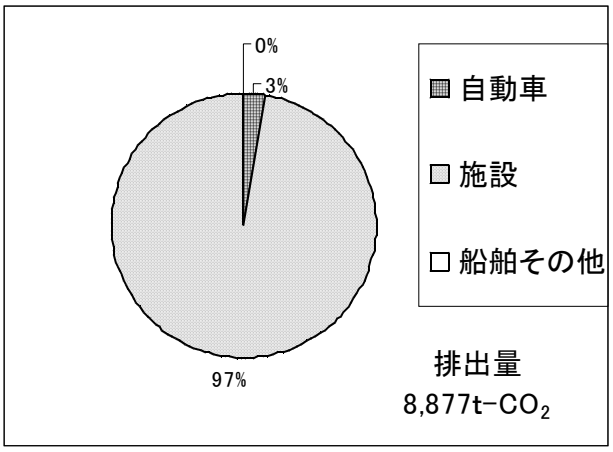

【地方支分局等の平成15年度排出量内訳】

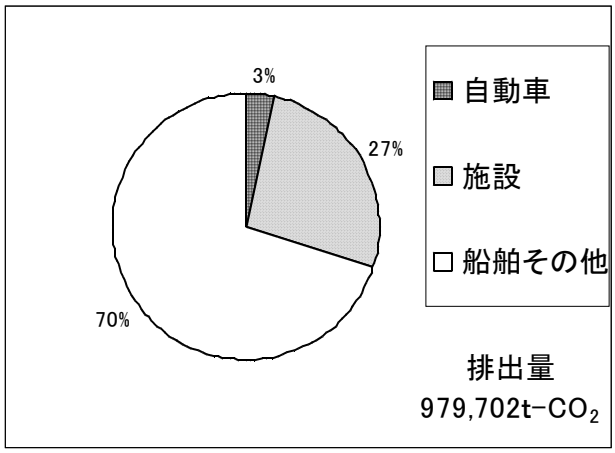

２．対象期間

本計画は、平成18年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

３．財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1)　低公害車の導入

①　公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、平成17年度に403台の低公害車を新たに導入する予定。

② 現在２台を使用している燃料電池自動車について、今後とも国土交通省の公用車として率先導入を推進する予定。

③ このほか、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、平成17年度に403台の低公害車を新たに導入する予定。（再掲）

② 現在２台を使用している燃料電池自動車について、今後とも国土交通省の公用車として率先導入を推進する予定。（再掲）

③ 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

④ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

⑤ 有料道路を利用する公用車について、既に本省公用車のすべてにＥＴＣ車載器が設置されているが、平成17年度に新たに407個導入する予定。

⑥ ３メディア対応型の道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）対応車載機を平成17年度に127個導入する予定。

⑦ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

⑧ カーエアコンの設定温度を１度アップする。

⑨ ガソリンを満タンにしない。

⑩ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

⑪ 本省及び地方支分局等において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合
大臣車、副大臣車、大臣政務官車、事務次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

・業務上支障のある場合
緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

⑫ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

⑬ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化

を呼びかける。

イ　公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図る。

(3)　自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年２月）のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

(4)　エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア　省エネルギー型ＯＡ機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のＯＡ機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

イ　節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(5)　用紙類の使用量の削減

①　コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省及び地方支分局等の部局単位等適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。

②　会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

③　各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

④　両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

⑤　内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。

⑥　使用済み用紙の裏紙使用を図る。

⑦　使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

⑧　Ａ四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

⑨　温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内ＬＡＮの活用及び文書・資料の磁気

媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6)　再生紙などの再生品や木材の活用

ア　再生紙の使用等

①　購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

②　印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ　木材、再生品等の活用

①　購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

②　間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

③　初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7)　ＨＦＣの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア　ＨＦＣの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

①　庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、ＨＦＣを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

②　エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ　電気機械器具からのSF_6の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF_6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(8)　その他

ア　その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

①　物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

②　環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

③　資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
④　購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、ＬＰＧ等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
⑤　燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、ＬＰＧ等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
⑥　重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。
⑦　省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能なかぎり、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ　製品等の長期使用等

①　その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
②　詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
③　弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
④　庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
⑤　机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
⑥　部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ　エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し
　庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を促す。

エ　購入時の過剰包装の見直し
　簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ　メタン（CH_4）及び一酸化二窒素（N_2O）の排出の抑制

①　エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
②　庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法によ

り処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

４．建築物の建築、管理等に当たっての配慮

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和２６年法律第１８１号）並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成６年１２月１５日建設省告示第２３７９号）及び国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成１７年５月２７日国土交通省告示第５５１号）の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1)　既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

(2)　温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

①　建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

②　断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

③　建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

④　安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ＨＦＣを使用しない建設資材の利用を促進する。

⑤　損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(3)　温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

(4)　冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理(設定温度を冷房の場合は28度程度、

暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(5)　太陽光発電等新エネルギーの有効利用

①　建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
②　このため、既に中央合同庁舎3号館に設置した太陽光発電設備（年間発電量は41,000ＫＷh）に加え、平成17年度に新たに６箇所（計103ＫＷ）設置する。
③　建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
④　建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6)　水の有効利用

①　建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
②　建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
③　給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
④　排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(7)　周辺や屋上の緑化

ア　敷地等の緑化の推進等
①　庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進する。
②　建築物の屋上等の緑化を推進する。（中央合同庁舎3号館では既に屋上緑化を実施）
イ　敷地内の環境の適正な維持管理の推進
①　所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
②　休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図り、ごみの不法投棄を防ぐ。

(8)　その他

ア　温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

①　建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。

②　合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。

③　出入車輌から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。

④　建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

⑤　建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。

⑥　建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ　建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

①　グリーン庁舎の整備を推進する。

②　断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。

③　定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

④　エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

⑤　可能な限り反射板の取り付けにより照明の照度の向上に努める。

⑥　白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。

⑦　屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

⑧　庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF_6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。（再掲）

⑨　ＥＳＣＯ事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

５．その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1)　エネルギー使用量の抑制

ア　庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

①　ＯＡ機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

②　庁舎内における冷暖房温度の適正管理（設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）

③　６月１日から９月末日までの執務室での服装について、国土交通大臣指示に基づき軽装を励行する。
④　冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
⑤　発熱の大きいＯＡ機器類の配置を工夫する。
⑥　深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後五時以降は、主催会議の中止を進める。
⑦　職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
⑧　昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底する。
⑨　昼休みや長時間の離席時、退庁時におけるパソコンの電源OFFを徹底する。
⑩　トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
⑪　職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
⑫　給湯器へのエコノマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
⑬　庁舎に、施設規模等に応じてCO_2冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
⑭冷蔵庫の効率的使用を図る。

イ　平成18年度からの庁舎の使用電力購入に際して、省CO_2化の要素を考慮した購入方式を導入する。このために必要な購入の仕組みを早急に整備する。

ウ　庁舎における節水等の推進
①　家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
②　必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
③　水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
④　水漏れ点検の徹底を図る。
⑤　公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
⑥　必要に応じ、食器洗い機を導入する。

(2)　ごみの分別

①　事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

②　分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

③　個人用のごみ箱を順次減らしていく。

④　不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3)　廃棄物の減量

①　その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

②　使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

③　紙の使用量の抑制を図る。（再掲）

④　リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

⑤　事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）

⑥　分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）

⑦　個人用のごみ箱を順次減らしていく。（再掲）

⑧　不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）

⑨　シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

⑩　コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

⑪　厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

⑫　食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用を行う。

⑬　施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。

⑭　庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）

⑮　廃棄するＯＡ機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

⑯　物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

６　温室効果ガス排出量の７％削減目標の達成に向けた計画削減量と追加対策

国土交通省全体として平成18年度の排出量を平成13年度比で7%削減するという目標を達成するためには、平成15年度から平成13年度年比約2.3%分の排

出量の削減が必要。このために必要な、本省と地方支分部局等ごとの削減量は次の表の欄に掲げられたとおりであり、各地方支分局等ごとに推進体制を整備し、実施状況の点検を行うなど削減量の実現を図るものとする。

	13年度実績 （ﾄﾝCO_2／年）	15年度実績 (A) （ﾄﾝCO_2／年）	18年度目標値 (B) （ﾄﾝCO_2／年）	計画削減量 (B－A) （ﾄﾝCO_2／年）	対15年度比削減率 (B-A)／A （対15年度比%）
本省	9,121	8,877	8,483	▲394	▲4.4%
地方支分局等	1,028,369	979,702	956,383	▲23,319	▲2.4%
計	1,037,490	988,579	964,866	▲23,713	▲2.4%

本省、地方支分局等ごとの削減量の実現を図るために現時点で想定される主要な対策は次のとおりである。

(1)本省

施設におけるエネルギー使用に伴うCO_2排出量を削減するため、高効率照明やセンサー用いた照明制御システムの導入、高効率変圧器や換気設備の更新、昼休み時における消灯などのＯＡ機器、照明等のＯＮ／ＯＦＦをこまめに行うなどの使用の変更、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転等について検討。

また、自動車使用に伴うCO_2排出量を削減するために、一般公用車の低公害車比率100%を維持するとともに、買い換え等として低公害車の導入や、ノーカーデー、エコドライブの推進等を検討。

→約４８０ｔCO_2（13年度総排出量比0.046%削減）

(2)地方支分部局等

施設におけるエネルギー使用に伴うCO_2排出量を削減するため、平成17年度に施設用電力として太陽光発電6箇所（計103KW）の導入、廊下照明の間引き点灯、昼休み時における消灯などのＯＡ機器、照明等のＯＮ／ＯＦＦをこまめに行うなどの使用の変更、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転、空調温度の適正管理の徹底、省CO_2化の要素を考慮した電力購入方式の導入等について検討。

また、自動車使用に伴うCO_2排出量を削減するために、買い換え等としての低公害車の導入や、ノーカーデーの導入、エコドライブの推進等を検討。

→約２３，８００ｔＣＯ２（13年度総排出量比2.3%削減）

○　これらの対策の組合せ等により２４，２８０ｔCO_2（13年度総排出量比2.3%削減）の削減を図ることを検討。

7　職員に対する研修等

(1)　職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

①　地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

②　庁内誌、パンフレット、庁内ＬＡＮ等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

③　地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

④　途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2)　地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

①　国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

②　希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

(3)　その他

①　「国土交通省省CO_2行動ルール」を別添１のとおり策定し、各職員への徹底を図る。

②　職員から省CO_2化に資するアイディア（エコ・アイディア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

8　国土交通省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

①　本計画の推進・評価・点検は、国土交通省環境政策推進本部で行う。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総合政策局長が行う。なお、関係課長クラスからなる幹事会において実施することができるものとする。（別添２）

　同幹事会の庶務は、総合政策局環境・海洋課及び国土環境・調整課が行う。

②　国土交通省の実施計画の実施状況については、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、国土交通省環境政策推進本部幹事会において、毎年、成果を取りまとめた上、適切な方法を通じ公表する。透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表することとする。

③　総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。

（別添１）

国土交通省における省ＣＯ$_2$行動ルール（案）

国土交通省においては、職員自ら以下の取組を行うことにより、「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に掲げられた、数量的な努力目標の達成に貢献するよう努めるものとする。

Ⅰ　自動車の効率的利用等

①　アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

②　タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

③　カーエアコンの設定温度を１度アップする。

④　ガソリンを満タンにしない。

⑤　通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

⑥　本省及び地方支分局等において、毎月第一月曜日は、警備上及び業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

⑦　タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

⑧　来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

⑨　自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年２月）のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

Ⅱ　庁舎におけるエネルギー使用量の抑制

①　庁舎内における冷暖房温度の適正管理（設定温度を冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

②　６月１日から９月末日までの執務室での服装について、国土交通大臣指示に基づき軽装を励行する。

③　冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

④　深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後五時以降は、主催会議の中止を進める。

⑤　職員の福利厚生の向上に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

⑥　昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。コピー室、資料室、会議室等についても点灯すべき最小限の照明のスイッチにシールを貼ること等の工夫により、消灯を徹底する。

⑦　職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。

⑧　昼休みや長時間の離席時､退庁時におけるパソコンの電源ＯＦＦを徹底する。

⑨　各課室の担当者宛に別紙の省エネチェックリスト等を配布し、昼休みの消灯等についての実施状況を自主的に確認させることにより、各課室毎の省エネを励行する。

⑩　環境二課は夏冬の省エネフォローアップや政府の率先実行計画フォローアップの結果を連絡会議の開催やメール等により職員に分かりやすく情報提供することにより、省エネ意識の醸成を図る。

（別紙）

省エネチェックリスト

目標を立て、省エネの実践をチェックしましょう。

■今、なぜ省エネルギー？

・京都議定書が発効し、我々を取り巻く環境問題への対応は急務となっています。

・地球温暖化対策に向け、貴重なエネルギーを大切に使い無駄を防ぐことが必要です。

■今日から実践。毎月チェック

・以下の表で毎月、省エネの実施状況をチェックしましょう。（網掛部分は標準的な事務庁舎では項目が該当しない月です。）

・1年経つとできた項目、できなかった項目が分かります。

番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	省エネ目標を立てる												
②	使用していない部屋の照明・空調ＯＦＦ												
③	トイレや倉庫の消灯												
④	冷暖房をしている部屋の窓・扉の閉鎖												
⑤	昼休みの消灯												
⑥	自然の外気の取り入れ												
⑦	冷房時のブラインドの利用												
⑧	ＯＡ機器のこまめな電源ＯＦＦ												
⑨	最寄階への階段利用												
⑩	空調の設定温度の工夫												
⑪	廊下照明の間引き点灯												
⑫	空調機器のそばに物を置かない												
⑬	近場への移動は自転車を使う												

目標

【政府の実行計画　平成17年4月28日閣議決定】

官庁施設等からの温室効果ガス排出量を平成18年度までに13年度比7%削減

【京都議定書目標達成計画　平成17年4月28日閣議決定】

国の温室効果ガス排出量を2008年～2010年までに1990年比6%削減

「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引」きより

（別添２）

国土交通省環境政策推進本部幹事会

大臣官房	秘書室長、人事課長、総務課長、広報課長、会計課長、地方課長、福利厚生課長、技術調査課長、総括監察官、公共事業調査室長
総合政策局	総務課長、政策課長、事業総括調整官、交通計画課長、観光企画課長
国土計画局	総務課長
土地・水資源局	土地政策課長
都市・地域整備局	まちづくり推進課長、下水道事業課長、公園緑地課長
河川局	河川環境課長
道路局	地方道・環境課長
住宅局	住宅生産課長
鉄道局	鉄道企画室長
自動車交通局	環境課長
海事局	企画課長
港湾局	環境整備計画室長
航空局	総務課長
北海道局	参事官
政策統括官	政策調整官（３名）、政策評価官、参事官（国際業務）
気象庁	総務部企画課長
海上保安庁	総務部政務課長
官庁営繕部	設備・環境課長
情報管理部	情報企画課長
水資源部	水資源計画課長
国土交通政策研究所	総括主任研究官
国土技術政策総合研究所	企画部長、管理調整部長
国土地理院	地理調査部長

【 事務局 】

総合政策局	環境・海洋課長、国土環境・調整課長